

2020. 7. 13

畑 啓之

技術士一次試験 適性科目 これを外してはいけない 個人情報保護法

個人情報保護法（2003年）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

R01-2-4

次に示す（ア）～（キ）のうち、個人識別符号に含まれないものの数はどれか。

- （ア）DNAを構成する塩基の配列
- （イ）顔の骨格及び皮膚の色並びに目，鼻，口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- （ウ）虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- （エ）発声の際の声帯の振動，声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- （オ）歩行の際の姿勢及び両腕の動作，歩幅その他の歩行の態様
- （カ）手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- （キ）指紋又は掌紋

（ア）～（キ）の全てが個人識別符号に含まれる。

H26-2-4

イ) インターネットや新聞等ですでに公表されている公知の個人情報は、個人情報保護法では他の個人情報と区別され、保護の対象外となる。

誤りである。これも保護の対象となる。

（適正な取得）

法第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行す

ることに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

H24-2-4

イ) 事業者が複数のデータベースで個人データを管理している場合、個々のデータベースを構成する個人情報の数が5,000を超えなければ「個人情報取扱事業者」に該当しない。

この選択肢は、平成24年時点でも誤りでした。個々のデータベースを構成する個人情報の数の合計が5,000を超えなければ、です。

個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベースなどを事業の用に供している者」(個人情報保護法第2条第3項)です。

そして、この5,000は、2017年より施行された改正個人情報保護法で撤廃されました。

H23-2-7

設問は全て誤りです。

問題文より引用

ア) 死者に関する情報については、保護の対象とはならず、したがって、死者の家族関係などの情報も保護の対象とはならない。

イ) 新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報は、保護の対象ではない。

ウ) 防犯のために、監視カメラを設置する場合、撮影された画像は、個人情報保護法の対象とはならない。

エ) 運送業者が個人情報の入ったCD-ROMを誤配したと後日判明した場合、個人情報保護法上の責任を問われる。

H22-2-9

- ア) 自社の従業員に関する情報は、「個人情報」には該当しない。
- イ) 私的な年賀状を出す目的で、知人の個人情報をデータベース化して管理している場合、個人情報保護法上の管理義務が生じる。
- ウ) 契約書などから個人情報を取得する場合は、個人情報の利用について承諾確認をする必要がある。
- エ) 災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合、本人からの同意を得なくても個人情報を提供できる。

	ア	イ	ウ	エ
④	×	×	○	○